

3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務

業務仕様書

令和6年3月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務

2 本業務の目的

- (1) 本県が有する3つの世界遺産「平泉」「橋野鉄鉱山」「御所野遺跡」に係る、**普遍的価値の理解促進、魅力発信及び来訪促進**
- (2) 世界遺産を通じた郷土への愛着や誇りの醸成
- (3) 岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンターへの来訪促進

3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

4 予算額

8,870千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 「いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡」の企画・運営・管理

「別紙1」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 開催日

令和6年10月19日(土)及び令和6年10月20日(日)

イ 会場

一戸町 御所野縄文公園及び御所野縄文博物館

(2) 「ブロック玩具でつくる世界遺産展(仮称)」の企画・運営・管理

「別紙2」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 開催日

令和6年7月26日(金)から令和6年9月23日(休日・月)まで

イ 会場

平泉町 岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター（屋内エントランス）

(3) その他（自由提案）

企画提案参加者は、上記(1)及び(2)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。

- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方
 - 受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。
- (4) 権利の帰属等
 - 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。
- (5) 機密の保持
 - 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (6) 個人情報の保護
 - 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

「いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡」の企画・運営・管理**1 概要****(1) 開催日**

令和6年10月19日(土)及び令和6年10月20日(日)

(2) 会場

一戸町 御所野縄文公園及び御所野縄文博物館

(3) 想定している内容等**ア 司会**

岩手まるごとおもてなし隊 マジカル河童ちゃん ほか

イ ステージイベント

- (a) 高校生団体による民俗芸能[両日/各1団体以上]
- (b) 着ぐるみグリーティング [両日/ケロ平、かまリン、ごしょどん]
- (c) おもてなし隊ステージ [両日各1回以上]

ウ 価値普及の取組

- (a) 世界遺産オープンスクール[3つの世界遺産各1回]
- (b) ワークショップ [両日/3つの世界遺産に関連するもの各1種]
- (c) 世界遺産パネル展示 [両日/B2判30枚/終日展示]
- (d) クイズラリー [両日/御所野縄文公園を広く散策できるもの]

エ その他(集客につながる催事等)

- (a) 餅つき(お振舞) [いずれか1日のみ] ※他の郷土文化の活用でも可
- (b) 餅まき [いずれか1日のみ]
- (c) 来場記念グッズ [600個以上制作]

(4) 留意事項

ア 本業務の目的を達成しながら、当日のイベントの盛り上がりを図るとともに、会場へのより多くの集客に繋がるような企画等を検討すること。

イ 県民が、3つの世界遺産を身近に感じられるとともに、興味・関心が向上し、来訪促進につながるような企画等を検討すること。

ウ 家族連れや幅広い世代が参加し、楽しむことができる内容を検討すること。

2 企画、運営及び管理

- (1) イベント全体の内容を企画し、県と協議のうえ決定すること。
- (2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。

3 会場の設営、装飾及び撤去

- (1) 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。
- (2) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

4 広報・宣伝

- (1) チラシの制作
A4判 両面フルカラー 10,000枚
- (2) その他、広く集客に繋がるような広報・宣伝を実施すること。
- (3) 「ブロック玩具でつくる世界遺産展(仮称)」と連携した広報展開も工夫すること。

5 記録

- (1) 当日の来場者数を把握すること。
- (2) 本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。

「ブロック玩具でつくる世界遺産展(仮称)」の企画・運営・管理**1 概要****(1) 開催日**

令和6年7月26日(金)から令和6年9月23日(休日・月)

(2) 会場

平泉町 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター(屋内エントランス)

(3) 内容等

ア 展示物(ブロック玩具で作る世界遺産)

(a) 平安時代平泉ジオラマ 平置寸法 1800mm×900mm程度

(b) 橋野鉄鉱山高炉 平置寸法 700mm×700mm程度

(c) 御所野遺跡 平置寸法 700mm×700mm程度

(d) 中尊寺金色堂 完成品を愛知県内から運搬

(e) その他世界遺産 市販品組立 20キット

※ (a)、(b)及び(c)については、プロアマ問わず実績を有するビルダーを起用するなど、一定以上のクオリティを確保すること。

イ プレイススペース

家族連れや子どもがブロック玩具で遊べるコーナーを設けること。

ウ オープニングセレモニー

次によりオープニングセレモニーを開催すること。

(a) 期日 令和6年7月26日(金)

(b) 内容 主催者あいさつ、テープカット、アトラクション 等

エ 併催イベント

家族連れや幅広い世代の興味・関心が向上し、来訪促進に繋がるよう、開催期間中の週末等において同会場で実施する賑わいイベント(文化体験やお振舞い、来場者プレゼント、民俗芸能公演等)を積極的に提案してほしいこと。

オ 展示物の活用

展示物は、「いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡」会場にも展示すること。

2 企画、運営及び管理

(1) イベント全体の内容を企画し、県と協議のうえ決定すること。

(2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。

3 会場の設営、装飾及び撤去

(1) 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。

(2) 来館者が展示物に手を触れないよう、ベルトパーテーション等で予防策を講じるほか、表示等で十分に注意喚起を行うこと。

(3) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

4 広報・宣伝

(1) ポスター B2判 片面フルカラー 100枚

(2) チラシ A4判 両面フルカラー 10,000枚

(3) 新聞 岩手日報テレビ窓 カラー 1回

(4) SNS広告 地域指定50,000回(配信期間は県と調整のうえ決定する。)

(5) その他、県内テレビ・ラジオなど、広く集客に繋がるような広報・宣伝を実施すること。

5 記録

本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。